

沖縄県内水面漁場管理委員会指示 8 第 1 号

かつて沖縄島に生息し漁業資源として利用されていたリュウキュウアユが、再び北部の主要河川において自然の状態で再生産され定着できるようにするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり河川及び河口付近並びにダム及びその流入河川において、リュウキュウアユの採捕を禁止する。ただし、増養殖若しくは移植又は試験研究等のためにリュウキュウアユを採捕する場合で、別に定める要領により委員会の承認を受けた者はこの限りではない。

平成 8 年 7 月 23 日

沖縄県内水面漁場管理委員会
会長 崎 山 憲 一

1 禁止する水域

- (1) 沖縄県名護市以北の河川（ただし、名護湾及び本部町地先海面に河口のある河川を除く。）及びそれらの河口付近（河口中央より半径3キロメートル以内の海域をいう。）
- (2) 福地ダム、安波ダム及び辺野喜ダム並びにそれらの流入河川

2 禁止する期間

平成 8 年 7 月 23 日から当分の間